

2024年度の高度化法に基づく 達成計画および証書収入の使途報告について

2025年10月29日

資源エネルギー庁

- 1. 達成計画に基づく中間目標達成状況の評価**
2. 証書収入の使途報告

はじめに

- 前年度の電気の供給量が5億キロワット時以上の小売電気事業者等は、高度化法に基づき、毎年度、エネルギー源の環境適合利用の目標達成のための計画（達成計画）を国に提出しなければならない。
- また、国は、事業者ごとに達成すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」）を通知し、目標の達成状況等について、評価を行った上で公表することとしている。
- 本日は、2025年7月末に提出された達成計画に基づき、**2024年度達成状況等について、評価結果を御報告する。**

2024年度中間評価の結果（全体）

- 2024年度の中間評価の最終結果は以下の通りであり、全体の93%（51者）の事業者が達成、未達が7%（4者）であった。
- 前回と同様、目標達成事業者と未達事業者の社名及び達成状況を公表することで、今後の確実な目標達成に向けた取り組みを促す。
- 未達事業者のうち、3者は目標値に対する達成率が90%台後半であったが、1者は達成率が60%台であり、他事業者と比較して低い水準となっている。

2024年度中間評価の結果	
達成	51者（93%）
目標値なし	17者
未達	4者（7%）
合計	72者

2024年度中間評価の結果（事業者別）

事業者別の結果は下表のとおり。今後エネ庁HPに掲載予定

達成状況	社名			
達成	auエネルギー&ライフ株式会社	株式会社エネット	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	中国電力株式会社
	株式会社CDエナジーダイレクト	株式会社エネワンでんき	リコージャパン株式会社	株式会社東急パワーサプライ
	ENEOS Power 株式会社	エバーグリーン・マーケティング株式会社	株式会社リミックスポイント	東京ガス株式会社
	株式会社FPS	エバーグリーン・リテイリング株式会社	関西電力株式会社	東京電力エナジーパートナー株式会社
	HTBエナジー株式会社	エフビットコミュニケーションズ株式会社	株式会社関電エネルギーソリューション	東邦ガス株式会社
	株式会社Loop	株式会社オプテージ	丸紅新電力株式会社	東北電力株式会社
	MCLリテールエナジー株式会社	オリックス株式会社	九州電力株式会社	日鉄エンジニアリング株式会社
	NTTアノードエナジー株式会社	株式会社グリムスパワー	九電ネクスト株式会社	日本テクノ株式会社
	株式会社Pint	西部瓦斯株式会社	四国電力株式会社	日本瓦斯株式会社
	SBパワー株式会社	株式会社ストエネ	出光興産株式会社	北海道瓦斯株式会社
	アーバンエナジー株式会社	ゼロワットパワー株式会社	株式会社新出光	北海道電力株式会社
	株式会社エナリス・パワー・マーケティング	中部電力ミライズ株式会社	大阪瓦斯株式会社	北陸電力株式会社
	エネサーブ株式会社	株式会社ハルエネ	大和ハウス工業株式会社	
	合計 51 者			
目標値なし	Q. ENESTでんき株式会社	しろくま電力株式会社	京葉瓦斯株式会社	電源開発株式会社
	TGOクトパスエナジー株式会社	デジタルグリッド株式会社	九州電力送配電株式会社	鈴与商事株式会社
	株式会社U-POWER	バンブーパワートレーディング合同会社	住友商事株式会社	
	コスモエネルギーソリューションズ株式会社	沖縄電力株式会社	静岡ガス&パワー株式会社	
	シナネン株式会社	沖縄電力株式会社（一般送配電事業者）	全農エネルギー株式会社	
合計 17 者				
未達成	社名	(参考) 達成率 (%)	未達の理由	
	株式会社グローバルエンジニアリング	97%	基準となる電力量の算定誤り	
	サミットエナジー株式会社	99%	保有証書の管理ミスによる必要調達量の算定誤り	
	シン・エナジー株式会社	97%	基準となる電力量の算定誤り	
	楽天モバイル株式会社	63%	証書調達に必要な予算の不足	
合計 4 者				

未達事業者への対応について①

- 高度化法では、経済産業大臣が、エネルギー源の環境適合利用の目標、推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法等に関し、一定の基準を満たす事業者（特定事業者）の判断基準を定め、公表することとされている。
- また、同法では、特定事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、「判断基準」を勘案して、必要な指導及び助言を行うことができることとされている。
- 更に、経済産業大臣は、特定事業者のエネルギー源の環境適合利用の状況が判断基準に照らして、著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギー源の環境適合利用に関し必要な措置をとるべく旨の勧告を行うことができることとされている。
- その上で、経済産業大臣は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされている。

(参考) 高度化法 第五条

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、**エネルギー源の環境適合利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する**ものとする。

- 一 推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項
- 二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項
- 三 その他エネルギー源の環境適合利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

(参考) 高度化法 第六条

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、エネルギー源の環境適合利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(参考) 高度化法 第八条

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者のエネルギー源の環境適合利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギー源の環境適合利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定エネルギー供給事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

未達事業者への対応について②

- 高度化法に基づく特定エネルギー供給事業者のエネルギー源の環境適合利用の取組状況については、特定エネルギー供給事業者が毎年度、経済産業大臣に提出をしているエネルギー環境適合利用達成計画の内容から、判断基準に照らして評価を行うこととされている。
- 事業者から提出された達成計画を見ると、前述のとおり、義務対象者のうち、51者が、中間目標値を達成している一方、4者が、中間目標値を達成することができなかった。このため、この4者について、法に基づく対応が必要か判断を行う必要がある。
- 今回中間目標値が未達成だった事業者のうち、3者は、未達成の状況を確認すると、達成率が97%以上であり、また、ヒアリングにより未達成の理由が事務的なミスであることが分かっており、未達成の状況が軽微であると判断できる。この点、判断基準では、未達成の状況が軽微であると認められる場合には、指導及び助言の対象とすることは想定されておらず、これらの事業者に対しては、今回の達成状況を踏まえ、法に基づく対応は行わないこととしたい。

（参考）高度化法告示（エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準）

2. エネルギー源の環境適合利用の目標

- ④ 非化石電源比率目標の達成の確度を高めるため、国は、毎年度、電気事業者（①において規定する非化石電源比率目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者を除く。以下この④において同じ。）ごとに到達すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」という。）を次の算式により定め、これを各電気事業者に通知し、電気事業者（複数の電気事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の電気事業者）ごとに、中間目標値の達成状況及び中間目標値への取組状況についての評価（以下「中間評価」という。）を行うものとする。

(参考) 高度化法告示 (エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準)

2. エネルギー源の環境適合利用の目標

- ② 現実的に取り得る有効な手段がないと認められることその他の電気事業者の責めに帰することができない正当な理由がある場合、**未達成の状況が軽微である場合**又は法第8条の勧告若しくは命令によらずとも有効な改善が図られると認められる場合**といった合理的な理由がある場合を除き、非化石電源比率目標への到達に向けた取組が進んでいない場合は、**国全体としての目標の到達の程度を勘案しつつ、**法第6条の指導及び助言の対象とする。**
- ③ 国は、法第6条の指導及び助言並びに第8条の**勧告及び命令については、電気事業者が非化石電源比率目標を達成しておらず、又は各年度の供給計画等に照らして達成できないと認められる場合において、**法第5条第1項第1号に掲げる推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項に関する特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項の実施状況を判断するに当たり、実施内容等について電気事業者の自主性を最大限尊重するとともに、実施状況の確認に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮した上で**措置することとする。**

未達事業者への対応について③

- 他方で、未達成事業者のうち、その達成率が63%であり、未達成の状況が軽微とはいえない1者については高度化法に基づき、どのような対応を行うべきか判断を行う必要がある。
- 2023年12月25日の制度検討作業部会では、法に基づく勧告について、「第二フェーズ以降は、未達成者且つ配慮事項の無い事業者については、達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することを基本的な取扱いとしてはどうか。」との議論が行われた。
- 今回、当該事業者の達成率が60%台の水準であることや、第1フェーズで指導及び助言を実施したにも関わらず、他事業者と比較して状況の改善が見られないこと、また、予算確保が難しかったことを理由に市場および相対取引において入札行動等を怠っていたこと等を総合的に勘案すると、その取組状況が「著しく不十分である」と認められることから、高度化法第八条第一項に基づく勧告の対象として、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することとしてはどうか。
- なお、当該事業者からは、今後は非化石証書の調達に必要な予算を確保し、年度途中で予算が不足した場合は確実に追加予算を確保するという説明があったことから、その取組状況を注視していく。

(参考) 第二フェーズ以降の未達事業者への対応方針

第87回 制度検討作業部会
(2023年12月25日) 資料4

2023年度未達事業者への対応方針

- 第一フェーズの達成率が特に低かった未達事業者を中心に、4者に対して第二フェーズの進捗と目標達成に向けた取り組み状況についてヒアリングを行った。
- 2者については、23年度の目標達成に向けて必要量の証書を調達することが会社の方針として決定している一方で、残り2者については現時点では調達方針が確定していないとのことであったため、必要量の調達に向けた指導・助言を実施した。

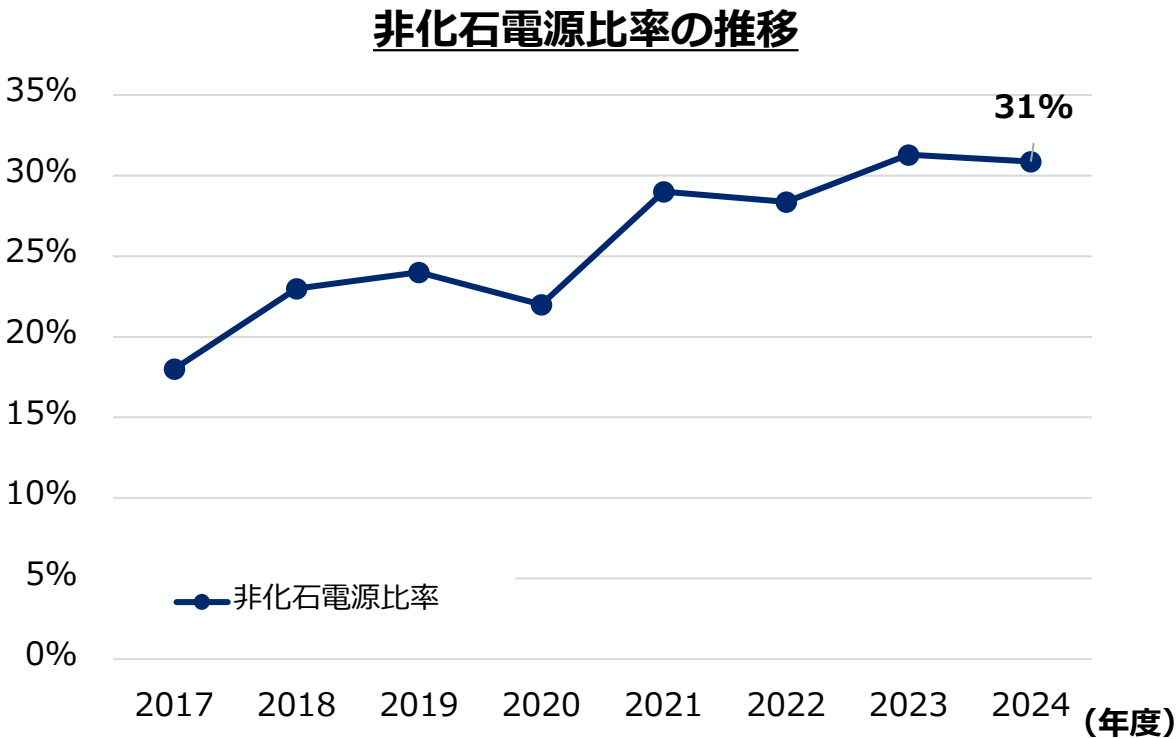
(注) なお、今回のヒアリングにおいて、経営状況や再エネメニューの販売状況に応じて証書の調達可否を判断するといった考え方も確認されたが、高度化法の義務履行に向けた証書調達については、それらに依存するものではなく、義務的経費として見込むべきである点、改めて認識が必要である。

- 23年度より3年度の評価から単年度の評価になり、先日実施した高度化法アンケートからも、相対取引も含めて、多くの事業者が計画的に非FIT証書を調達していることが確認された。
- また、第1回、第2回の高度化法義務達成市場オークションの結果を見ても、いずれも需給状況は安定しており、最低価格（0.6円）での約定となっている。
- 23年度より単年度評価となり計画的な調達が必要になることは事前に把握可能であったことや、足元の高度化法義務達成市場における需給状況を踏まえると、23年度の未達事業者に対しては、より厳しいスタンスで臨む必要があると考えられる。
- このような点も踏まえ、**第二フェーズ以降は、未達成者且つ配慮事項の無い事業者**については、達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することを基本的な取扱いとしてはどうか。

(注) 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いた上で、勧告に係る措置をとることを命ずることになり、当該命令にも違反した場合は罰則の対象となる。(高度化法第8条2項、第21条)

(参考) 高度化法対象事業者の非化石電源比率の推移

対象事業者全体の非化石電源比率の推移



事業者毎の非化石電源比率の分布

比率	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
40%～	0	2	2	0	5	5	11	12
35～40%	0	1	2	1	0	1	3	2
30～35%	1	1	0	3	5	7	15	12
25～30%	3	1	1	5	4	6	15	16
20～25%	3	3	3	10	9	18	19	17
15～20%	1	1	3	26	28	14	2	1
10～15%	8	14	25	21	23	18	6	4
5～10%	30	36	25	0	0	0	0	8
合計	46者	59者	61者	66者	74者	69者	71者	72者

注) 過年度実績との比較であるため、**2020年度以降はFIT証書（売れ残り配分量も含む）および非FIT証書のいずれも対象とした際の比率**（44%目標との関係からみたもの）。対象事業者からの達成計画より作成。

(参考) 2023年度中間評価の結果 (全体)

第96回 制度検討作業部会
(2024年9月27日) 資料4-1

- 2023年度の中間評価の最終結果は以下の通りであり、全体の94%の事業者が達成、未達が5%であった。
- 前回と同様、目標達成事業者と未達事業者の社名及び達成状況を公表することで、今後の確実な目標達成に向けた取り組みを促す。
- 他方で、未達の状況は軽微（いずれも90%後半の達成率）であり、高度化法に基づく行政指導（指導・助言、勧告）が必要な状況とまではいえないと考えられる。

2023年度中間評価の結果	
達成	53者 (94%)
目標値なし	15者
未達	3者 (5%)
合計	71者

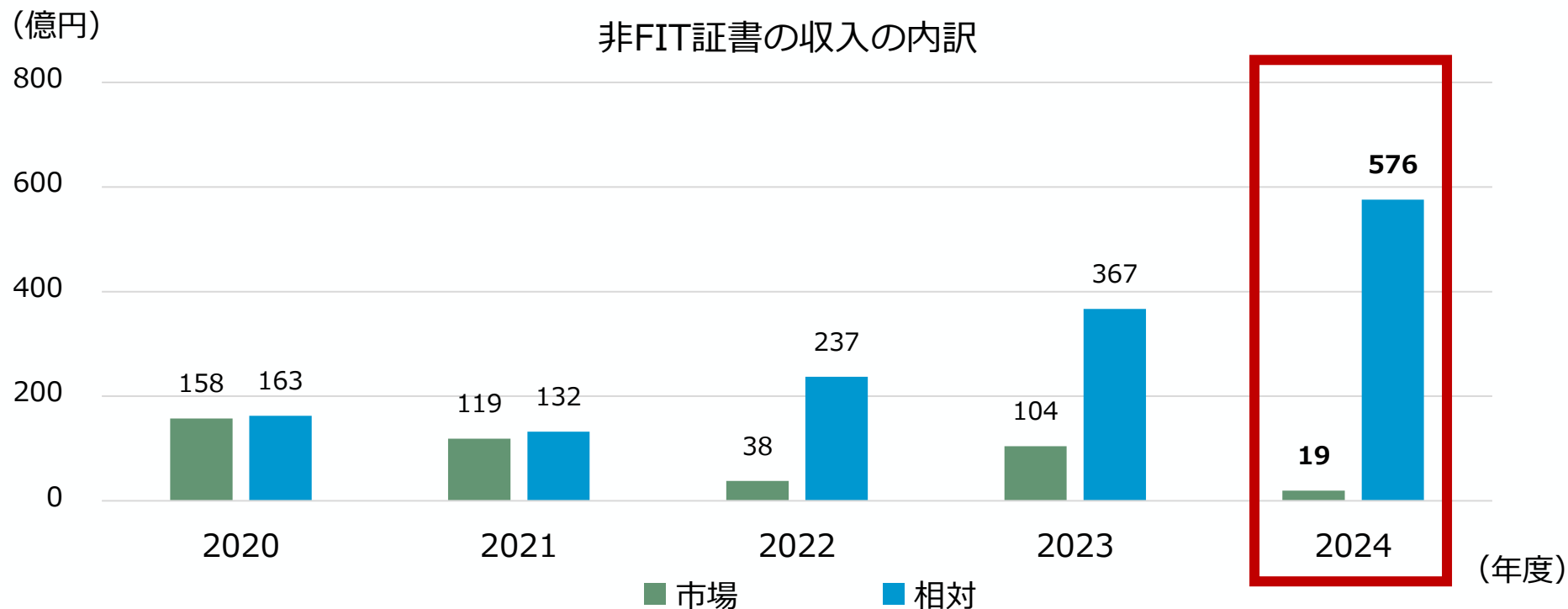
注1) 達成には、共同達成の者を含む。

注2) 中間目標値は、年度を通じた供給量が5億kWh以上となった小売電気事業者に対して通知しているため、5億kWhを超過した初年度には目標値が通知されていない。

1. 達成計画に基づく中間目標達成状況の評価
2. 証書収入の使途報告

非FIT証書の収入について（2024年度）

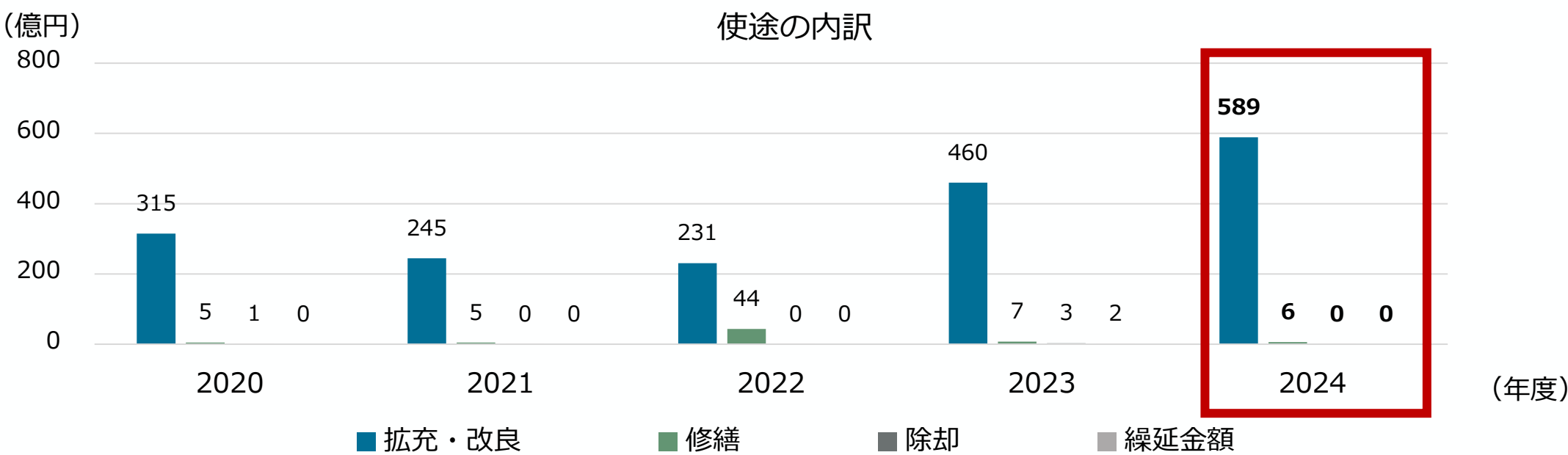
- 非化石価値取引制度においては、非化石証書の売り手のうち、旧一般電気事業者であった発電事業者及び電源開発については、外部への非FIT証書の販売収入がある場合、証書販売収入の額及び用途について、資源エネルギー庁に報告することを求めている。



注）年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

使途の内容について（2024年度）

- 使途の内訳では、拡充・改良については、主に水力発電所の大型改修工事および原子力発電所の安全対策工事などがあった。
- 修繕については、主に水力発電所の放水管浚渫（しゅんせつ）および定期点検などがあった。



注 1）一部事業者は証書収入以上の非化石電源への投資を行っているが、その場合は証書収入分までを反映。
注 2）使途の内訳については、各社毎の考え方に基づき収入を配分。
注 3）年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

(参考) 証書収入の使途について

第52回 制度検討作業部会
(2021年6月14日) 資料3

証書収入の使途について

- 現行制度では、非化石証書の取引を非化石電源の利用の促進につなげる観点から、非化石証書の販売収入の使途については、以下の整理としている。
 - 対象事業者：旧一般電気事業者であった発電事業者、電源開発
 - 要求内容：
 - ①当分の間の、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメント
 - ②証書の販売収入の使途の定期的な説明
(参考：使途の例)
 - ✓ 非化石電源設備の新設・出力増
 - ✓ 非化石電源を安全に廃棄するための費用等
 - ✓ 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等
- 今般の市場制度改革に係り、前回の本部会にて証書収入の使途に関し改めて議論したところ、
 - 非化石電源の拡大には新設のみならず、既設の維持も大切
 - 外から見える形で明確な基準が示されていることが必要などの意見があった。
- 今回は、前回の議論も踏まえ、①使途の具体的な基準、②使途の定期的な説明の在り方について御議論いただきたい。

(参考) 証書収入の使途の具体的な基準について

① 証書収入の使途の具体的な基準について

第52回 制度検討作業部会
(2021年6月14日) 資料3

- 2030年の新たな温室効果ガス削減目標（2013年比46%減）の達成や、2050年カーボンニュートラル実現に当たっては、温室効果ガス排出の約4割を占める電力分野の脱炭素化は極めて重要。具体的には、需要家が活用する電力量（kWh）における非化石電源の割合を拡大していく必要がある。これにより、
証書発行量（kWh）の増加
 - ➡ 証書販売量・額の増加
 - ➡ 更なる非化石電源（kWh）の増加という好循環の実現が可能となる。
- このため、証書売却による収入の使途は、必ずしもkWに対する新設投資に限られる必要はなく、減少見込みのものの維持を含む既存設備のkWh拡大に対しても認められるべきではないか。
- また、kW・kWhの維持・拡大策については、事業者の創意工夫を求める観点からも、限定列挙することは必ずしも適切ではなく、非化石電源のkW・kWhの維持・拡大に資するものかどうかという基準としてはどうか。その際、具体的な使途と期待される効果については、事業者へ定期的に求めることとしてはどうか。

(参考) 発電事業者による使途の説明のあり方

② 発電事業者による使途の説明の在り方

第52回 制度検討作業部会
(2021年6月14日) 資料3

- 非化石証書の取引は、非化石電源の利用の促進につながることを望ましいとされており、旧一般電気事業者であった発電事業者と電源開発に対し、当面の間、**証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントや定期的な説明**を求めることとしている。
- 小売間の競争環境の確保の観点からも、**非化石証書の販売収入の使途が厳格に遵守されているか**については、検証可能な状態で公表されるべきであると考えられる。このため、証書を売却した発電事業者からは、その使途として、**期待されるkW・kWhの維持・拡大効果について、資源エネルギー庁に報告を求める**こととしてはどうか。また、集約した結果については、**本作業部会において、事務局から定期的に報告する**こととしてはどうか。
- さらに、小売電気事業者側に高度化法上の義務が課せられ、販売されている以上、本来であれば、**その収入の使途については、発電事業者自らが自主的に発信すべきもの**と考えられる。このため、資源エネルギー庁への報告の他にも、自社のHPへの掲載等、**広く小売電気事業者がアクセス可能な形で、公表を進める**こととしてはどうか。